

院令中改正案ハ茲ニ本院ニ提出シテ議決ヲ願フコトトシ、又衆議院議員選舉法中改正法律案ハ別途之ヲ衆議院ニ提出スルニ至ツタ次第アリマス。今貴族院令中改正案ノ要旨ニ付説明致シマスレバ、朝鮮及臺灣ニ在住スル滿三十歳以上ノ男子ニシテ名望アル者ヨリ十人ヲ限り七箇年ノ任期ヲ以テ特ニ貴族院議員ヲ歛任セラル、ノ制度ヲ新タニ設クルコトトシ。尙此ノ際朝鮮、臺灣ノ同胞ニ付政治處遇ノ改善ヲ行ヒマスル機會ニ、權大ニ付キマシテモ、多額納稅者議員ヲ歛任セラル、ノ途ヲ招クコトト致シマシタ、以上私ヨリ、貴族院令中改正案ヲ提出スルニ至リマシタ理由ト、案ノ骨子ニ付テ説明申上ダマシタ、何處御審議ノ上速力ニ可決セラレムコトヲ切望致ス次第アリマス。

○子爵田澤正巳君 賛成
○議長(公爵德川國順君) 戸澤子爵ノ十七名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ託セマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致

〔寺光書記官朗讀〕
貴族院令中改正案特別委員

公爵徳川家正君 侯爵佐佐木行忠君 候爵深野長武君 伯爵濱口直亮君

子爵伊東二郎丸君 子爵西尾忠房君 子爵喜松友光君 子爵舟橋清賢君

子爵松平康泰君 水野鏡太郎君 有吉忠一君 平塚廣義君 男爵東久世秀雄君 入江貢一君

貴族院議長公爵德川國順殿 男爵今國國貞君 徒藤文夫君

三井清一郎君 川村竹治君 松本恭治君 男爵東郷安君

中川望君 山岡萬之助君 次田大三郎君 結城安次君 米原章三君

男爵矢吹省三君 男爵伊藤文吉君

〔國務大臣小磯國昭君登壇〕

○國務大臣(小磯國昭君) 私ノ不在申

大河内子爵ヨリ御質疑ガゴザイマシタ

ノデ茲ニ御答ヲ致シマス、大河内子爵カラ色々示唆ニ富メル御質疑ガアツタ

ノデアリマスガ、是等ハ將來施策ノ参考ニ資シテ参りタイト存ジマス

○子爵大河内輝執君 只今ノ御答辯ニ付キマシテ更ニ簡單ニ質問致シタイト

恩ヒマス

〔子爵大河内輝執君登壇〕

○議長(公爵徳川國順君) 大河内子爵

サイマシタコトハ誠ニ有難イコトデゴ

ザイマス、殊ニ皆様ヲ御煩ハシテ厚縮

デゴザイマスガ、如何ニモ御答が抽象

的デ、モウ少シ具體的ノ御答ヲ願ヒタ

イト存ジマス、何シロ此ノ時局ニ於キ

マシテ、將來何ニシテ此ノ時局ヲ解

決シテ行クカ、ソレニ付テハ、政治態勢

ト云フヤウナコトハ最モ必要トシテ考

ヘナケンバラスコトデゴザイマス、殊ニ今日ノ状態ヲ見マスルト云フト、

軍事ノ方ハ誠ニ具合ガ好ク行ヅテ居

ル、皇軍ノ必勝ハ無比マセヌガ、外ノ

方ガドウモ之伴ハナイ嫌ヒガアル、

何故カト云フト、ソレハ當然サウアル

ベキコトナシ、政治ノ中心ガ片寄ツ

テ居ル、個人デ言ヘバ偏食シテ居ル、

唯一部ノ事シカ知ラナイト言ツテハ申

セマス

〔寺光書記官朗讀〕

貴族院令中改正案特別委員

公爵徳川家正君 侯爵佐佐木行忠君

候爵深野長武君 伯爵濱口直亮君

子爵伊東二郎丸君 子爵西尾忠房君

子爵喜松友光君 子爵舟橋清賢君

子爵松平康泰君 水野鏡太郎君

有吉忠一君 平塚廣義君

男爵東久世秀雄君 入江貢一君

貴族院議長公爵徳川國順殿 男爵今國國貞君 徒藤文夫君

第五條 政府ノ森林資源造成法案

政府ノ森林資源造成法案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告

候也

昭和二十年三月十二日

委員長 侯爵池田宣政

貴族院議長公爵徳川國順殿

第五條

政府ノ森林資源造成法案

ノ権利ヲ譲渡セムトスルトキハ其ノ證券ト共ニ之ヲ行フベシ
第九條 證券ノ交付ヲ受ケタル者は所有者達執行費金額又は一部ヲ爲スロト能ハザルニ森林ノ土地ガ森林資源造成ノ目的至リタル場合貰ノ借命ヲ以テ足ムル場合ニ供スルコト能ハザルニ至ルタル所テハ農林中央金庫ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ返還スルモノトス

第十條 證券ハ大東亜戰爭終了後二十年ヲ以テ其ノ效力ヲ失フ此場合ニ於テハ第二條及第三條ノ規定ニ依リ納付シタル金額ハ命令ノ定期ムル所ニ依リ森林所有者ニ對シ之ヲ一括戻還スルモノトス

第十一條 證券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券複造取締法ヲ準用ス

第十二條 本法ニ規定スルモノノ外令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

〔侯爵池田宣政君著壇〕

○侯爵池田宣政君 只今議題ト相成リ

マシタ戰時森林資源造成法案ノ特別委員會ニ於タル審査ノ経過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本法案ハ衆議院提出

上絶対不可缺ノ資材ト致シ、重要ナル役割ヲ演ジテ居ルノアリマシテ、此

秋デアリマス、併シナガラ木ヲ伐リマ

スト其ノ跡ノ森林造成ニ大いニ影響ガ

ゴザイマスノデ、跡地ノ荒廢ニ對シ、資源ノ培養ト國土ノ保全ヲ圖リ、森林所

有者が安心シテ木材ヲ產出シ、同時ニ

森林經營ニ對スル不安ノ意ヲ取除キ、植伐不均衡ヲ是正シメ、森林資源ノ

戰力化及之が造成ノ確保ヲ期スル目的

トスルモノニアリマス、是レ即ち今次戰爭ノ完勝ニ關スルト共ニ、明日ノ生

産増強ニ備ヘタイト云ノアリマス、

此ノ内容ト致シマシテハ、農林中央金

庫ヲシテ森林資源造成證券ト云フモノ

ヲ作ラセマシテ、造林ニ當リ必要ナル

金額、即チ造林費ノ半額ヲ森林所有者

が出シ、ソレニ對シ政府モ是ト同額ノ

金額ヲ出しシマシテ、森林資源造成證券

ヲ森林所有者ニ交付致シテ置キ、戰時

下勞務不足其ノ他デ直チニ造林モ出來

シテ造林業家ニ取リマシテハ、從來ノ造

林補助ト較べマシテ割ノ宜イ助成ヲ受

タル爲ニ安心シテ造林が出來、又政府

ヨリスレバ伐採ニ依ツテ得タル收入ヲ

他ニ敵対スルコトナク、確實ニ山ニ還

元セシメ森林資源ノ保護ヲ確保シ、國

会議シ、審議ヲ進メテ參リマシタ、本

案ノ審議ニ關り委員會ニ於テ最モ議論

局ノ御意擇が大體決定致シマス迄、一

ヒニ對シマシテ、政府ハ本案ノ趣旨ハ

ノ法案トノ關係等ニ付キマシテ、詳細

陳述質疑ノ應答が重ねラレタノデゴザ

イマス、當局ヨリハ政府が今迄執り來

トキニ於テハ森林行政、或ハ豫算關係ト此ノ度

ノ法案トノ關係等ニ付キマシテ、詳細

ナ御説明モゴザイマシタ、第一ニ本案

委員會ハ五名ノ小委員ヲ選定致シ、小

委員會ニ付託致スコトニ致シ、適當ナ

要スルコト認メラレマシタル爲ニ、

委員會ハ五名ノ小委員ヲ選定致シ、小

委員會ニ付託致スコトニ致シ、適當ナ

要スルコト

キ必要事項ノ決定ニ當リテハ、權威ア
ル委員會ニ詰リ、其ノ時ノ實際ニ適應
シテ遺憾ナカラシムルコトヲ期スベシ
トノ點ハ、委員會ノ構成並ニ權限ニ付
テハ勅令ニテ決定スルヲ適當ト認メタ
ノデアリマス、大體以^上アリマス
ガ、次ニ本案實施ニ付實驗應答中特ニ
重要ト認メラレル諸點ヲ由上^ゲマス。
證券ノ交付ヲ受クル爲ニ林業家が造林
費ノ二分ノ一ノ金額ヲ造林中央基金庫ニ
挿込ミマシタル時ヘ、其ノ人人ノ負擔ス
ベキ競争貯金、或ハ又國債割當等ト同
一取扱トセラレタシトノ希望ガアリマ
シタ、農商大臣ハ之ヲ讀^レセラレタノ、
デアリマス、又第八條ノ「造林行為ノ
全部又ハ一部ヲ爲スニト能ハザルニ至
リタル場合」トアルガ、是ハ造林行爲
ノ全部又ハ一部ヲ爲サズト云フ場合ヲ
モ包含ス、トノ廣イ意味ニ解釋致シタ
イ、此ノヤウナ委員ノ希望ニ對シマシ
テ、政府ハ左継取計ラフトノ御答^ゲゴ
デイマシタ、最後ニ、委員會ニテ決定
セル本案ガ、兩院ヲ通過セシ場合ハ、
政府ハ本案ノ内容ヲ實施スル爲ニ、十
分ナル熟慮ヲ以テ努力サシタイ、トノ
希望ニ對シマシテ、農商大臣ハ、本案
案ハ衆議院提出デアルガ、貴族院ニ於
カレテモ熱心ニ御検討下サレ、此ノ程
度ノ修正案ガ出來マシタコトハ結構子
アリマス、衆議院ニ於テ同意シタル場
合ハ、政府トシテ成ルベク速カニ公布
ノ手續ヲ執リ、積極的ニ本法ノ效果ヲ
舉グ爾ヤウ努力ヲ致ス、トノ御答^ガゴ
ザイマシタ、此ノ他ニモ種々ノ點ニ付
テ御質疑モザイマシタガ、曾略致シマ
ス、討論ノ際、一委員ヨリ、我が國ノ
山林ハ日支事變以來、荒廢殊ニ甚ダシ
ク、之ガ對策ニ付大ニ憂慮シテ居ツ
タ、然ルニ本案ハ、恰モ之ニ對スル適

切ナル解決ヲ與フベキ法案アルニ依リ、之ガ成立ノ希望ヲ致スト共ニ、本法ノ實施ニ當リ政府ハ十分ナル努力ヲ以テ當ラント。倘第二條第二項ノ末項ニ依リ、命令ヲ以テ本案ヲ適用スベキ森林ノ伐採時期ヲ定ムルニハ、昭和十六年十二月八日以降、政府ノ割又ハ勸説等ニ基イテ伐採セシモノヨリ適用スルコトセラレタイトノ希望ヲ附シテ、本案ニ賛成スルトノ御意見ノ開陳方ゴザイマシタ、又他ノ委員ヨリモ同様ナ意見アル旨ノ發言ガアリ、御賛成ガアリマシタ、終リニ委員長ト致シマシテ一言申上ダマスガ、第二條第二項ノ點ニ付テハ今御報告致シマシタ通り、特ニ運用ニ當リ政府ハ十分委員會ノ希望ノアリマシタルコトヲ尊重セラレマシテ、御實行ノ程ヲ切ニ希望致シマス、以上ヲ以テ甚ダ簡單ナガラ御報告終リマス。

○議長(公爵徳川義順君) 別ニ御發言モナケンバ、本案ノ採決ヲ致シマス。

本案ノ第二讀會ヲ開クヨリニ、御異議ゴザイマセバカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川義順君) 御異議ナイト認メヤス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第ニ讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵村家治君 賛成

○議長(公爵徳川義順君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議コトダイヤセスカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川義順君) 御異議ナイト認メヤス

○議長ノ報告並リハ、御異議ナシ、イマセヌ
○「異議ナシ」と呼フ者トツ
○議長(公爵徳川蔵順君) 御異議ナシ
ト認スルベ
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
三議會ヲ開カレムコトヲ希望致シマサ
○子爵橘村家治君 賛成
○議長(公爵徳川蔵順君) 西大路子爵
ノ勅諭ニ御異議ナシ、イマセヌカ
〔異議ナシ〕
○議長(公爵徳川蔵順君) 御異議ナシ
ト認スルベ
○議長(公爵徳川蔵順君) 本案ノ第三
讀會ヲ開キマベ、本案全部、第二讀會
ノ決議通りテ御異議ナシ、イマセヌカ
〔異議ナシ〕
○議長(公爵徳川蔵順君) 御異議ナシ
ト認スルベ
○議長(公爵徳川蔵順君) 本日ハ是ニ
テ延會致シタトイト有シマス、御異議ナ
シイマセヌカ
〔異議ナシ〕
○議長(公爵徳川蔵順君) 御異議ナシ
ト認スルベ
○議長(公爵徳川蔵順君) 御異議ナシ
ト認スルベ
○認メマス、次會ノ議事日程ハ決定次
第壹報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日
ハカリチ讀會致シタ
午前十時四十一分散會